

第4回 中小企業における個人保証等の在り方研究会 議事要旨

○日時：平成25年2月20日(水) 15:00～17:00

○場所：金融庁13階共用会議室(1320)

○出席者：山野目委員(座長)、石井委員、内池委員、大西委員、片岡委員、加藤委員、菊池委員、黒島委員、小林委員、須賀委員、多胡委員、田村委員、中村(慈)委員、中村(廉)委員、藤原委員、松嶋委員、山田委員、山本委員、新名委員(代理)、土井委員(代理)

○議事概要

内池委員、加藤委員、菊池委員の事例報告(配布資料1-①～1-③)の後、保証契約後の課題と論点(配布資料2)に関して自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

【私的整理における経営責任の在り方】

(委員)

経営責任の在り方について、具体的な基準を設けるのは困難。かえって実効性を失う可能性がある。他方、考え方等について目線を揃えるのは可能。

(委員)

既存の私的整理スキームと新たなものとので、経営者の存続の取り扱い異なることに違和感。目線は統一されるべき。

(委員)

支援協議会では、経営者の交代は義務化されておらず柔軟に対応。最近は、代表権のない会長等現経営者を形式的に退任させ、一族が事業を承継するケースが多い。

(委員)

経営者存続の場合、経営責任の取り方は報酬の減額等が妥当なケースがある。

代表権の返上の是非は経営振りによるべき。放漫経営なら退場させる。実務でも十分勘案して判断している。

(委員)

放漫経営かどうかの判断は困難。大きな基準として、虚偽報告の有無が考えられるのではないか。

(委員)

債権者が気にしているのは、株主代表訴訟と税務上の扱い。何らかのガイドライン（GL）の作成により、これらの問題が解決されると望ましい。

粉飾や放漫経営による経営者の責任の取り方については、私的整理では債権者の合意で決まるが、これに第三者が関与すれば透明性が確保される。

事業再生における経営者の取扱いは、（形式的退任を含む）続投か、（M&A等による）実質的退任の二つのパターン。いずれにするかは、債権者の合意でよい。

(委員)

虚偽報告は論外。事業の悪化について経営者の帰責性はあるが、続投した方が経済合理的な場合もある。

(委員)

再生のタイミングまで、停止条件付保証契約における非財務コベナントに相当する事由に抵触していなかった場合は、経営者の責任を追及しないという整理もあるのではないか。

【保証債務の履行基準】

(委員)

形式的に退任する経営者にも家を残すことは、再生計画の実行可能性を高めるうえでも不可欠。

具体的に残すべき資産は、続投の場合で99万円と自宅、退任の場合で1年分の生活費（33万円×12ヶ月）と自宅が考えられるのではないか。

日本人のメンタリティーとして、資産はいらないが、個人破産はいやだという世間体にこだわるケースがある点にも留意。

(委員)

有限責任である株式会社において、保証を入れることによって経営者は無限責任を負担。

有限責任である株式会社の枠組みの想定外のケースについて保証責任を追及すべき。例えば、高額な報酬、決算情報の改竄等不当な経営破綻等については保証を追及。しかし、その場合においても、しっかりした資産把握と隠匿資産発覚時の保証債務免除の解除を前提として、破産時並の資産を残すことは理解できる。

他方、株式会社の枠組みの想定内のケースについては、保証を追及しない余地がある。

(委員)

取引行は保証の意義は規律付けと明言。破産は目立つので調停が多いとのこと。残すべき資産の額は、99万円～500万円の範囲でいろいろな選択肢がある。経営者には雇用保険がないことも勘案すべき。

(委員)

保証債務の履行の範囲について、「身ぐるみはがすことはない」点では抽象的なコンセンサス。しかし、その具体的内容についてはケース・バイ・ケースというのでは、議論が詰まっていけない。

(委員)

入口論については、停止条件付保証契約は有用。

保証契約の履行の範囲は、入口論で停止条件付保証契約により保証負担を絞る場合と、絞らない場合では異なってくると理解。入口論で絞った場合は、出口論での保証契約の履行の範囲は、少なくとも破産の場合と同様に99万円を残してもよいのではないか。また、その場合において、99万円以上を残すという考え方もあり得るのではないか。

(委員)

99万円は最低限。そのプラスアルファを探るべき。早期に再生に着手するインセンティブが必要。退任の場合は、残すべき資産を予め金額で明示しておくのが、処理が簡単。続投の場合は、地域差があるので、一律に額を決めるのは非現実的。ある程度の基準を示しつつ、額の確定は、第三者を入れて、債権者の合意に任せるのが現実的。

(委員)

私的整理GLは税務当局から認められたので、債務整理における大きな判断基準となった。保証のGLも税務上の取扱いが重要な判断基準になると考えるが、GLの内容に、ある程度適用案件を絞れる程度の具体性がないと、税務当局も無税償却の判断がしにくい。

個別企業向けのGLであっても、商店街組合における連帯保証の問題への援用の可能性がある。

税務当局も事実上99万円は認めている。更に華美でない家を残すことについて、支援協議会案件において実例が多いのであれば、税務上の運用に入れていく必要がある。

(委員)

税務上の取扱いが認められれば、善管注意義務についても、そのアナロジーが可能か。他方、経営者保証以外の保証形態への援用には注意が必要。

(委員)

有限責任の議論については、中小企業における法人と個人の一体性、内部留保の極小化による過小資本の問題について留意すべき。入口論では信用収

縮への配慮、出口論では再生への影響への配慮がそれぞれ必要。

経営者には雇用保険があれば、将来の収入を一時的にでも補える。

債務整理として、出来る限り資産を処分した上で、残債についてはサービサーに備忘価格で売却するといったバルクセールが増えている。

(委員)

第三者保証の原則非徴求は監督指針で手当てしているが、貸金業は直接の対象になっていない。経営者保証のGLにおいて貸金業も対象とするのであれば、第三者保証との間の公平性の確保が必要。

(委員)

零細企業は企業実態として個人事業主と変わらない。GLが零細企業を対象とするのであれば、個人事業主との間の公平性の確保が必要。

(委員)

バルクセールにおいて買い手側は、債権価格の設定の際における保証履行の期待価値はゼロで計算。保証は規律付けのツールと認識しており、購入時には保証を解除。

金融機関は株主訴訟やコンプラで縛られているが、私的整理GLによってその縛りを逃れている。保証のGLも同様の効果が見込まれる。

(委員)

バルクセールにおいても購入者が保証を解除しない場合もあり、バルクセールにより保証問題が解決するわけではない。

適切な情報開示等債務者の誠実性を保証の追及の基準とすべき。入口論として、停止条件付保証契約のコベナントとする。出口論として、これらの条件に抵触しなければ自由財産を拡張することはあり得る。

適当な再建着手のタイミングを定量的に設定するのは無理。情報開示が適切であれば、債権者と相談の上、適当なタイミングでの着手が可能。

【残存保証債務の免除】

(委員)

資産の把握コストを問題視する意見があったが、企業が負担するのであれば、経営者の負担とはならない。ただし、(債権放棄を通じて)最終的には金融機関の負担となるのかも知れない。

【複数債権者間の調整や法人債務と保証債務の一体処理のための枠組み】

(委員)

支援協議会のように、一体処理の第三者のプラットフォームが必要。例えば、認定支援機関、中小企業支援ネットワーク、弁護士等が考えられる。

(委員)

支援協議会においても一体処理は少ない。第二会社方式のような場合に、会社の分割から半年後に旧会社に残した不採算部門を清算する場合に保証債務も処理。

(委員)

透明性の高い法的枠組みの活用が望ましい。

(委員)

事業再生局面において金融機関が果たすべき役割については監督指針に全て明記されている。ところが、金融機関間で取組みにものすごく差があることが問題。

そのため取組みが活発でない金融機関の底上げを行うとともに、各金融機関の目線を揃える必要があるが、それにはG Lの整備が有効。

【総括】

(事務局)

G Lの整備等により、地域経済の核である中小企業の支援のみならず、金融機関が過度な保証依存から脱却して、現場におけるハンズオン支援能力を向上させる契機となり、コンサルティング機能が一層発揮されることを期待。

G Lは、判断の目線を示すことにより現場で使えるものとなることを期待。

中小企業に係る問題は個人保証に集約されている。特に事業承継の支障となることで、中小企業数の減少につながるなど実害が出ている。

どの程度の内容を盛り込めるかにもよるが、G Lはこうした問題のソリューションにつながるものとなることに期待。

以上